

第5回 定例農業委員会総会議事録 (第23期)

1 日 時 平成29年11月27日(月) 9時3分～9時36分

2 場 所 阿久根市役所第1会議室

3 出席委員(12人出席)

① 栢 幸三 ② 京田 提樹 ③ 石坂 務 ④ 尻無濱 俊幸
⑤ 富永 勝志 ⑥ 坂口 輝美 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 石原 千代年
⑨ 堂後 善人 ⑩ 樫八重 玲子 ⑪ 松下 輝男 ⑫ 田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員(7人出席)

① 辻 喜久男 ② 小田原 時久 ③ 竹原 長政 ④ 松下 統一
⑤ 白濱 和利 ⑥ 石原 岩雄 ⑦ 尾上 進

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

5 議事日程

報告第 1号 許可を要さない転用について
議案第50号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について
議案第51号 農地法第3条許可の取消し願について
議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第54号 非農地証明願について
議案第55号 農用地利用集積計画について
その他(報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
新坂 謙二 (次長兼管理係長)
上脇 重樹 (管理係)
榎木 海斗 (管理係)
酒井 結華子 (管理係)
- 農政課 木原 香太 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から第5回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、9番 堂後 善人委員、10番 樫八重 玲子委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第5回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第3 諸報告であります。11月7日には、鹿児島県農業会議の11月定例常設審議委員会及び理事会に出席いたしました。

10日には、松下会長代理と堂後・富永両分科会長で、農地等利用最適化推進施策の改善意見を市長に提出いたしました。

22日には、市役所会議室に於いて、都市計画審議会へ出席いたしました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところでお願いをいたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第4 報告第1号 許可を要さない転用についてを議題といたします。

本件は、平成29年10月25日付けで対象地所有者から自らの耕作地への農道目的の転用を行うとして届け出られ、11月10日に転用行為が完了したものです。

自らの耕作地への農道転用は、許可を要さないものであります。

したがって、本件対象地は非農地となったことを報告します。

議長 （田嶋 輝男）

日程第5 議案第50号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。

それでは農政課の説明を求めます。

農政課 （木原 香太）

おはようございます。

それでは、議案第50号 農用地利用集積計画の『農地中間管理事業分』平成29年第6号についてご説明いたします。

今回の計画は、平成29年9月30日締切りの第5期公募へ載せたものであります。

本日の総会でご審議いただきます農用地利用配分計画（案）は、農地中間管理機構へ事前に提出し、審査の結果、配分計画（案）については、問題ないとの回答を得ております。

そこで所有者から農地中間管理機構への中間管理権を移すため「農地中間管理事業に係る農用地等の貸借に関する事務処理要領第13条第4項」の規定に基づき、農業委員会における農用地利用集積計画の決定を受けようとするものです。

この議案が認められれば、公告年月日は、平成29年12月1日となります。それでは、順次説明いたします。

（ 資料にて説明 ）

議長 （田嶋 輝男）

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 （田嶋 輝男）

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第 51号 農地法第3条許可の取消し願いについてを議題といたします。

平成29年3月28日付け鹿児島県指令農振第3-14号で認可された、〇〇〇〇〇〇番，畑396㎡と〇〇〇〇〇〇番〇，畑1192㎡の贈与による許可を取消すものであります。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、取消しをすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、取消すことに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7 議案第 52号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (酒井 結華子)

それでは、議案第52号についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。農地法第3条の申請は1件です。

それでは、ご説明致します。

地図は、4ページ～6ページです。

申請譲受人は、〇〇区にお住いの「〇〇 〇〇」さんです。

〇〇さんは、現在、水稻・甘藷・文旦・季節野菜を生産されており、年間100日程度農業に従事されております。

申請地では筍、文旦、甘藷を生産する予定であり、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は、売買による所有権移転です。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

1番委員 (栢 委員)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

11月10日に「9番委員」及び「事務局職員」と「現地調査」並びに「聞き取り調査」を行いました。

申請人の農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農に積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。

したがって、すべての申請の調査結果は、許可相当です。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

ちなみに、売買価格は、いくらですか。

事務局 (酒井 結華子)

9反分で約100万円になります。

議長 (田嶋 輝男)
他にございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第8 議案第 53号農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)
議案第53号について、ご説明いたします。
今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、5件です。
それでは、整理番号順に説明いたします。
まず、整理番号1の事件です。
農業委員会意見書及び審査票1ページ及び2ページ並びに地図7ページ及び8ページをご覧ください。

申請地は、平均40センチ程度の盛土が行われ、道路及び駐車場が建築されます。

また、申請地のうち〇〇〇番〇については、過去に一般住宅目的の5条許可が行われましたが、所有権の移転は行われたものの建物が建築されなのまま許可を受けた者が死亡しています。このことに関しては、許可及び相続に伴う所有権の移転は有効であること、転用事業に着手しないまま許可を受けた者が死亡したときは、当該農地の転用を行うについてはその相続人はあらためて農地転用許可を受ける必要があることから、現所有者から始末書を提出していただいております。

申請地の排水は、市道の側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号3の事件です。

農業委員会意見書及び審査票5ページ及び6ページ並びに地図11ページ及び12ページをご覧ください。

本件は、一般住宅用地への転用を目的とする使用貸借による権利の設定です。

申請地の位置は、市役所から北東へ約〇.〇キロメートル、〇〇〇〇〇〇の150メートル南東側です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請借人は、本市〇〇区に居住されている〇〇〇〇氏です。

〇〇氏は、現在、借家に居住されていることから、自己居住用の居宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は、造成が行われ、一般住宅が建築されます。

申請地の生活排水は、合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に市道の側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号4の事件です。

農業委員会意見書及び審査票7ページ及び8ページ並びに地図13ページ及び14ページをご覧ください。

本件は、一般住宅用地への転用を目的とする所有権の移転です。

申請地の位置は、市役所から北東へ約〇.〇キロメートル、〇〇〇〇〇〇〇〇の150メートル南側です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地に該当します。

申請譲受人は、本市〇〇区に居住されている〇〇〇〇氏です。

〇〇氏は、現在、借家に居住されていることから、自己居住用の居宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は、整地が行われ、一般住宅が建築されます。

申請地の生活排水は、合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に市道の側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号5の事件です。

農業委員会意見書及び審査票9ページ及び10ページ並びに地図15ページ及び16ページをご覧ください。

本件は、一般住宅用地への転用を目的とする所有権の移転です。

申請地の位置は、市役所から南へ約〇キロメートル、〇〇〇〇〇〇〇〇の150メートル南西側です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地に該当します。

申請譲受人は、本市〇区に居住されている〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏です。

〇〇氏は、現在、借家に居住されていることから、自己居住用の居宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は、整地が行われ、一般住宅が建築されます。

申請地の生活排水は、合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に市道の側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

9番委員 (堂後 委員)

議案第53号に係る調査結果について、報告します。

調査は、11月10日に、栢委員及び私並びに事務局担当職員で実施しました。

それでは、整理番号1から順に報告します。

まず、整理番号1の事件です。

申請地は、畑及び県道に隣接していました。

計画されている一般住宅は平家建てであり、境界から一定程度離して建築されること、流水は県道側溝へ流すこと、土砂等の流出防止のため隣接農地との境界にはブロック塀が設置されることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号2の事件です。

申請地は、畑、水道用地、里道、山林及び転用許可を受けた土地に隣接していました。

設置される道路は、道路構造令に準じて設計されていること、駐車場は、境界から一定程度離して設置されていること、道路及び駐車場ともに、敷地の雨水は市道側溝へ流水させることなどから、周辺農地への悪影響はな

いと判断しました。

なお、過去に許可された農地転用許可が着手されないままになっていることについては、提出された始末書によりその事情を確認しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号3の事件です。

申請地は、畑、市道及び里道に隣接していました。

計画されている一般住宅は平家建てであり、境界から一定程度離して建築されること、流水は市道側溝へ流すこと、土砂等の流出防止のため隣接農地との境界には、よう壁及びブロック塀が設置されることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号4の事件です。

申請地は、畑、宅地及び防火水槽用地に隣接していました。

計画されている一般住宅は平家建てであり、境界から一定程度離して建築されること、流水は市道側溝へ流すこと、土砂等の流出防止のため隣接農地との境界には、よう壁及びブロック塀が設置されることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号5の事件です。

本件は、平成22年5月25日第23回総会決議に基づき、事務局による事前調査の結果、現地調査を省略しましたので、現地調査当日、申請書類及び事務局の報告により調査を行いました。

申請地は、畑、宅地及び市道に隣接していました。

計画されている一般住宅は、平家建てであり、境界線から一定程度離し

て設置されるため、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

以上です。

議長 （田嶋 輝男）

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 9 議案第 54号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する

調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがって、本件については、非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 10 議案第 55号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、平成29年農用地利用集積計画書第11号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成29年12月1日となります。

(議案資料にて説明)

以上、農地銀行活動調査票及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお、議案第55号平成29年農用地利用集積計画書第11号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)
事務局の説明が終わりました。
これより、質疑を許します。
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
以上で提案された議案は全て終了いたしました。
それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
事務局からは、ありませんか。

事務局 (新坂 謙二)
ございません。

議長（田嶋 輝男）

それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 : 36